平成２９年（フ）第６０９号
川崎市麻生区百合丘１丁目10番地16　百合ハイツ　101
債務者　杉山　真司
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
川崎市川崎区田町３丁目10番30号　ユナイト川崎ハーベスト　201
債務者　伊藤　友則
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２４号
川崎市幸区南加瀬２丁目23番20号　室橋方、前住所埼玉県戸田市新曽南２丁目１番３－403号
債務者　横尾つかさ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１９８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前129番地　ハイツ高前302
債務者　大塚商店こと　大塚　安則
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０１号
名古屋市中川区助光２丁目2501番地　助光荘Ｔ－９棟103号
債務者　田中　昭浩
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３４号
愛知県東海市加木屋町１丁目18番地　サンシャインハイツ201号
債務者　山田　勝広
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８４号
名古屋市中川区戸田３丁目1413番地　ベルカーサ戸田205号
債務者　石原奈美紀
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２６号
愛知県半田市東郷町２丁目２番地の２　友森荘東棟103号
債務者　阿部　貴博
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　１－309号
債務者　大森　雅功
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５９５号
北海道千歳市北栄１丁目18番７号　アークス北栄H号
債務者　川上　和紀
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２９号
札幌市北区北13条西３丁目１番25号　ミカーサ13－103号、住民票上の住所札幌市北区北10条西４丁目１番地17　北大前シティハウス601号
債務者　鈴川　由佳
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０６号
札幌市南区北ノ沢１丁目２番７号
債務者　田口　優香
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１１号
北海道江別市幸町５番地の17　ハイツこまどりＡ棟103
債務者　深川　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２７号
北海道千歳市信濃１丁目７番11号　コーポゼットＩ102号
債務者　日髙　幸乃（旧姓草苅）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３１号
札幌市東区北15条東16丁目２番26－401号
債務者　佐藤る美子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３７号
札幌市豊平区水車町２丁目１番１号　水車町マンション701号
債務者　馬場　一廣
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部